

山口県委託業務成績評定考查基準（建築設計関係）

H20.11.20 策定

R7.12.5 改正

1 考査基準の対象業務

本成績評定考查基準により評定を行う業務は、山口県委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第2条第1項に規定された委託業務のうち、建築設計業務及び建築工事監理業務とする。

2 建築設計業務の成績評定考查基準

一 考査項目等

考査項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下、「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する評価項目（以下、「創意工夫項目」という。）とし、評価項目の配点は下表のとおりとする。

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督職員	検査職員
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	—
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	—
			工程管理（全体）	0.5	—
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	—
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）	説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	—
	業務の実施状況	他分野との調整	他分野との調整	0.5	—
		工程管理	工程管理	0.5	—
		取組み姿勢、責任感の強さ	取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	—
		説明力（プレゼンテーション力）、協調性	説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	—
		業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2	—
業務目的の達成度	調整及び説明、対応の迅速性	途中成果物の内容	途中成果物の内容	2	—
		打合せ内容の理解、記録	打合せ内容の理解、記録	1	—
		指示、協議事項への対応	指示、協議事項への対応	1	—
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	—
		仕様書、基準類の理解	仕様書、基準類の理解	1.5	—
	業務目的の達成度	施工に関する一般的な知識（診断業務では評価しない）	施工に関する一般的な知識（診断業務では評価しない）	1	—
		記載の程度	記載の程度	4	4
		成果物の内容（積算業務、診断業務では評価しない）	成果物の内容（積算業務、診断業務では評価しない）	4	4
		資料等の整理、指示、協議事項への対応	資料等の整理、指示、協議事項への対応	—	4
		小計	小計	23	12
		合計	合計	35	

※積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、小計、合計が異なる。

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	—
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案 専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	—
	業務目的の達成度	課題への対応		物理的条件、社会的条件 要望、コスト	2 2
		小計		8	4
		合計		12	

二 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

- ① 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点（「瑕疵修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）
- ② 基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点
- ③ 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点

ここに、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

- ア 一級建築士もしくは一級建築士又は二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）
イ 上記ア以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

三 検査職員及び監督職員

検査職員及び監督職員の採点は、次によるものとする。

- ① 検査職員は、採点表の③検査職員用（各分野）により採点を行う。
- ② 総括監督員は、採点表の①総括監督員用により採点を行う。
- ③ 主任監督員又は監督員（各分野）は、採点表の②-2主任監督員又は監督員用（各分野）により採点を行う。

四 評定点の算出

評定点の算出は、採点を行った検査職員又は監督職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- ① 業務内容に応じて、次の考え方により、各採点者の配点比率を設定する。

(配点比率を設定する際の考え方)

まず、各分野の監督職員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括監督員の配点比率を、総括監督員の配点が他の監督職員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括監督員の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の検査職員の配点比率については、監督職員のそれと同じとする。(表-2参照)

- ② 各採点者の項目毎の配点は、表-1の評価項目毎の配点に上記①で設定した配点比率を乗じて算出する。
- ③ 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- ④ 基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。ただし、積算業務や診断業務を単独で発注する場合には、当該合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑤ 総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑥ 管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑦ 基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\text{(評定点)} = \{(\text{対象項目に対する採点結果の合計値}) \times \frac{\text{35点}}{\text{対象項目に対する配点の合計(満点)}} + 65\text{点} \text{ (標準点)}$$

表-2 発注方法による配点比率例

業務内容		総括監督職員	総括監督職員以外の監督職員（検査職員）						
			建築			電気設備		機械設備	
			意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算
創意工夫の余地の大きい業務（新築）	設計業務(設計・積算込)〈全分野〉	0.30	0.70						
	" 〈構造分野除く〉	—	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	" 〈建築分野のみ〉	0.35	0.65						
	" 〈意匠分野のみ〉	—	0.350	—	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	" 〈設備分野のみ〉	0.45	0.55						
	" 〈意匠分野のみ〉	—	0.545	0.275	0.180	—	—	—	—
	" 〈設備分野のみ〉	0.55	0.45						
	" 〈構造分野除く〉	—	0.750	—	0.250	—	—	—	—
	設計業務(設計のみ)〈建築・設備分野〉	0.35	0.65						
	" 〈構造分野除く〉	—	0.400	0.200	—	0.200	—	0.200	—
創意工夫の余地の小さい業務（新築）	設計業務(設計・積算込)〈全分野〉	0.25	0.75						
	" 〈構造分野除く〉	—	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	" 〈建築分野のみ〉	0.30	0.70						
	" 〈意匠分野のみ〉	—	0.350	—	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	" 〈設備分野のみ〉	0.40	0.60						
	" 〈意匠分野のみ〉	—	0.545	0.275	0.180	—	—	—	—
	" 〈構造分野除く〉	0.45	0.55						
	" 〈建築分野のみ〉	—	0.750	—	0.250	—	—	—	—
	設計業務(設計のみ)〈建築・設備分野〉	0.30	0.70						
	" 〈構造分野除く〉	—	0.400	0.200	—	0.200	—	0.200	—
積算業務(単独発注)〈建築分野のみ〉	積算業務(単独発注)〈建築分野のみ〉	0.55	0.45						
	設備改修工事の設計業務の例 (創意工夫の余地の大きい業務)	—	—	—	1.000	—	—	—	—
	設備改修工事の設計業務の例 (創意工夫の余地の大きい業務)	0.30	0.70						
	設備改修工事の設計業務の例 (創意工夫の余地の大きい業務)	—	0.300	—	0.100	0.200	0.100	0.200	0.100

五 業務遂行中の減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－3を参考として15点まで減点することができる。

表－3 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を越える
考査点	- 3 点	- 5 点	- 10 点	- 15 点

六 業務完了後の減点

成果品に、受注者の責任に起因する重大な誤りや欠陥が存在し、契約書に記された手続きに従い、履行又は損害賠償の請求等の措置が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表-4を参考として 20 点まで減点することができる。また、評定要領第 7 条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第 8 条に定める評定の修正を行うものとする。

表-4 履行又は損害賠償の請求が実施された場合の減点基準

区分	履行又は損害賠償の請求の実施	故意または重大な過失により履行又は損害賠償請求の請求の実施
考査点	- 10 点	- 20 点

七 評定の修正

評定要領第 8 条に定める評定を修正する必要があると認める場合とは、次の場合とする。

- ① 上記「六」の減点を行った場合
- ② 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評定の修正を行う必要があると判断した場合

3 建築工事監理業務の成績評定考査基準

一 考査項目等

考査項目及び評価項目の配点は下表のとおりとする。

表-5

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督職員	検査職員
プロセス評価	専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解	0.448	—
			必要情報の把握	1.728	—
			検討・確認項目、検討・確認内容	1.728	4
			打合せ資料の内容	1.728	—
			十分な技術力	1.728	—
	管理能力	迅速性、工程管理能力、調整能力	実施手順、工程計画	0.496	2
			実施体制	0.496	
			打合せ内容の理解、記録	1.392	
			内部関係者（業務委託者内）への情報伝達	0.368	
			工程管理	2.544	
結果評価	品質管理能力		ミス防止の実施	0.512	—
			当初工程計画の変更	1.28	—
	コミュニケーション力	説明力、表現力、協調性	理解しやすい説明・表現	0.64	—
			円滑な業務遂行への努力	1.152	—
	取組姿勢、社会性	責任感、積極性	責任感の強さ、積極性	2.88	—
施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認				目的の達成度	2.96
				業務報告等の的確な取りまとめ	2.96
				ミスの有無	2.96
				小計	28
				合計	35

二 検査職員及び監督職員

検査職員及び監督職員の採点は、次によるものとする。

- ① 検査職員は、採点表－3〔検査職員用〕を用いて、検査職員評定点を作成する。
- ② 総括監督員は、採点表－1〔総括監督員用〕を用いて、総括監督員評定点を作成する。
- ③ 主任監督員は、採点表－2－1〔主任監督員用〕を用いて、管理・統括評定点を作成する。なお、対象業務の分野が建築、電気設備、機械設備の2つ以上にわたる場合には、主たる分野を担当する主任監督員が、他の分野を担当する主任監督員の意見を反映し行うものとする。
- ④ 主任監督員又は監督員（各分野）は、採点表－2－2〔主任監督員用〕を用いて、意匠、構造、電気設備及び機械設備の各分野評定点を作成する。

三 評定点の算出

各分野評定点の合計は、各分野評定点に各分野比率を乗じて得た点の総計とし、小数点第二位を四捨五入する。なお、各分野比率を、表－6を参考として、合計が1.0になるように業務量に応じて比例配分する。なお、これに拘り難い場合には、業務量の積上げにより比率を算出することとする。

表－6 発注方法による各分野比率例

発注方法	建築		電気設備	機械設備
	意匠	構造		
建築・設備込み	0.42	0.18	0.20	0.20
建築のみ	0.70	0.30	—	—
設備のみ	—	—	0.50	0.50

主任監督員評定点は、第二号③の管理・統括評定点及び第二号④の各分野別評定点の合計に比率を乗じて得た点の総計とし、小数点第二位を四捨五入する。なお比率は、管理・統轄評定点0.2、各分野評定点の合計0.8とする。

検査職員評定点は、検査の都度作成する評定点の平均とする。

検査職員評定点は、少数点第一位を四捨五入して整数にする。

総合評定点は、監督員評定点及び検査職員評定点に比率を乗じて得た点の総計とし、小数点第一位を四捨五入して整数にする。なお、比率は、監督職員評定点0.8、検査職員0.2とする。

四 業務遂行中の減点

対象業務の遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－3を参考として15点まで減点することができる。

五 業務完了後の減点

対象業務において、受注者に起因する契約の違反が発生し、履行又は損害賠償の請求等の措置が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－4を参考として20点まで減点することができる。また、総合評定点が採点された後に当該違反が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

六 評定の修正

評定要領第8条に定める評定を修正する必要があると認める場合とは、次の場合とする。

① 上記「五」の減点を行った場合

② 工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評定の修正を行う必要があると判断した場合